

○ ○ ○ ○規約（会則）

（名 称）

第1条 本会は、○○○○と称する。

（目 的）

第2条 本会は、○○○○（例：バスケットボール）によって健康増進とコミュニティの育成を図ると共に、子ども達の健全育成に寄与することを目的とする。

※団体の実態と目的に齟齬が無いようにしてください。

（例：会員に未成年者がいないのに子ども達の育成に寄与することを目的としている等）

（会 員）

第3条 本会の会員は、○○○○（例：主に港区在住者や在勤者）をもって組織する。ただし、本会の目的に賛同する者であれば、区民をはじめ広く入会希望者を受け入れることを基本方針とする。

※本事業は、社会教育活動、社会体育スポーツ活動または地域活動を行うことを目的としているため、団体の構成員を特定の学校や企業の関係者に限定することはできません。

（会員の募集方法）

第4条 本会の会員の募集は次のとおり行う。

1 本会の会員は、○○○○（例：チラシ、団体のウェブサイト、SNS）を活用して募集する。

・団体のウェブサイト [https:// □□□□□□□□□□□□□□](https://□□□□□□□□□□□□□□)

・○○○○（例：Instagram） @□□□□□□□□

※ウェブサイトのURLやSNSのアカウントを記載してください。

活動途中で作成した場合にも、必ず規約の更新を行い、遅滞なく提出してください。

なお、学校施設は撮影不可のため、写真の掲載はお控えください。

2 会員の募集に当たっては、本会は○○○○と称する。

※登録する団体名と、募集時の団体名が異なる場合のみ記載してください。

（例：登録団体名は「東京バスケットチーム 港支部」で、募集は「東京バスケットチーム」で行う等）

(所在地)

第5条 本会の所在地は、港区〇〇町〇丁目〇番〇号におく。

※基本は、代表者の自宅住所を記入してください。

(事業)

第6条 本会は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 月〇回程度の定期的な練習を行う。
- 2 その他、必要な事業を行う。

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。役員の任期は〇年とし、再任を妨げない。

会長〇名 副会長〇名 会計〇名 監事〇名

※上記役員を置く場合は会員名簿の記載内容と齟齬が無いようにしてください。

(例：副会長や会計等をおいているのに、会員名簿上、だれがどの役員を担っているのか未記載等)

(役員の選出)

第8条 役員は、会員の互選とする。

(役員の職務)

第9条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

- 1 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 2 会計は、経理を担当する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(会費)

第10条 本会の運営は、会費によって賄うものとする。

- 1 入会金 〇〇〇円/人
- 2 会費 〇〇〇円(月額)
(会費の内訳) 施設使用料 〇〇〇円
〇〇費 〇〇〇円

※学校施設では営利活動はできません。会費等を徴収する場合は、必要最低限の金額とし、その内訳を用途別に記載ください。場合によって、別途、収支報告等を求める場合があります。

※遠征に係る費用や大会への参加費等は別途記載するようにしてください。

(会 議)

第 1 1 条 会議は総会及び役員会とする。

- 1 総会は、○年○回とし会長が招集する。なお、必要と認めたときは、臨時会を招集することができる。
- 2 役員会は、会長が必要の都度招集し、議長となる。
- 3 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。

(会 計)

第 1 2 条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり翌年△月△日に終わる。

- 1 本会の運営に要する経費は、会費、○○及び○○の収入をもって充てる。
- 2 本会の事業計画及び活動予算は、総会の議決を経なければならない。
- 3 本会の事業報告及び決算に関する書類は、毎会計年度終了後、速やかに監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(施行日)

第 1 2 条 本規約（本会則）は、○○年○月○日から施行する。

※施行日＜申請日となるようにしてください。